

沼津市盛土等の規制に関する条例（令和5年条例第18号）第31条第1項の規定により事実を公表する。

令和6年8月23日

沼津市長 賴重秀一

## 1 事実

次に掲げる事業主は、沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成22年条例第8号。以下「旧条例」という。）第5条に規定する許可を受けずに土砂等により土地の埋立て等を施行した。この事業主に対し、旧条例第19条の規定に基づく土地の埋立て等の中止を命じ、旧条例第20条の規定に基づく原状回復等を命じたが従わなかった。

沼津市盛土等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）付則第11項の規定により、旧条例第17条、第19条、第20条及び第21条第2項の規定による命令は、それぞれ新条例第24条、第26条、第27条及び第28条第3項の規定による命令とみなされるため、新条例第31条第1項の規定により、ここにその事実を公表するものである。

## 2 事実を公表する事業主の名称等

（土地の所有者であって自ら事業を行うもの）

所 在 富士市原田763番地の2

名 称 有限会社 山八 取締役 武田修

## 3 盛土等が施行された場所

沼津市足高字尾上441番733

## 4 公表期間

当該行為による土砂の崩壊及び流出等による災害が発生する恐れが排除され、その状況が確認されるまで